

平成 27 年 6 月 30 日

「小売電気事業の登録の申請等に関する省令案」に対する意見

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス改革推進室
パブリックコメント担当 御中

公益社団法人

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（通称 NACS）

消費者提言特別委員会委員長 棚橋 節子

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷一丁目 1 7 番 1 4 号

全国婦人会館 2 階

電話 03-6434-1125

Fax 03-6434-1161

Eメール nacs-teigen@nacs.or.jp

時下、貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、第 186 回国会（通常国会）において、電気の小売業への参入の全面自由化を主な内容とした「電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」が成立しました。

改正法では、附則第 6 条第 1 項等において、改正法の施行日前においても、小売電気事業の事前の登録申請ができる旨等を定めております。

今般、電力システム改革小委員会 制度設計ワーキンググループにおける議論を踏まえ、小売電気事業の登録申請手続き等を定める省令の制定が予定され、このため本省令案に対して意見募集が行われています。

つきましては、「小売電気事業の登録の申請等に関する省令案」に対して以下のような意見を述べさせていただきます。

記

1. 消費者が購入する電気の発電方法がわかるよう小売事業者に対して、電力供給計画と供給実績の開示義務付けを望みます。

省令案では、小売電気事業者に対する情報開示・説明・表示の義務が十分に定められていません。消費者には選ぶ権利がありますが、選ぶために必要な情報を知らな

れば選ぶことができません。

消費者が電力を購入するにあたり、特に知りたいのは「購入する電力がどのような方法で発電されたものであるか」と考えます。まずは、供給計画段階での電源の開示、また実際の供給実績についても円グラフなどわかりやすい形での開示を求めます。なお、再生可能エネルギーについては、再生可能エネルギー発電促進賦課金（F I T）を使ったものであることを表示してください。

また、供給実績については、排出した二酸化炭素の量を表示する場合は、同時に放射性廃棄物の量も表示するよう義務づけてください。

2. 小売事業者に電気料金内訳の表示義務づけを望みます。

消費者に電気料金内訳を開示する際には、燃料費などの電気代、託送料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金（F I T）を明確に分けた表示を望みます。また、通信などとのセット販売の場合は、請求金額のうち電気料金が占める割合が不透明となり、消費者問題につながる恐れもあります。消費者の知る権利と節電意識醸成の機会を損なわないような電気料金通知の仕組みが必要と考えます。

3. 小売事業者の料金メニューについては、消費者の節電意識を醸成するようなメニュー設計を求めます。

電気料金メニューとして、通信料金と同様の定額使い放題や、他業種エネルギーとのセット販売による固定料金メニューが設計されると、使用した電力量よりもコストに消費者の意識が向くことで、必要以上に電力を大量消費し環境負荷が増す恐れがあります。小売事業者には消費者の節電行動につながるような料金メニュー（例えば現行の三段階料金）を後押しする制度設計を要望します。

4. 小売供給契約の変更または解除に対する説明は、書面でわかりやすく行われることを望みます。

初めて小売電気事業者の選択を迫られる消費者にとって、しっかり事業者を比較、選択することは困難であり、書面で確実に説明を受ける必要があります。また、高額な違約金が発生するという理由で、長期固定的契約を続けざるを得ないという事態を避けるため、半年または1年程度の一定期間の経過後は、違約金等を支払うことなく契約の変更、解除ができる制度設計を求めます。

以上